

事務連絡  
令和 2 年 5 月 29 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

防災基本計画の修正を踏まえた危険物施設における風水害対策の推進について

本日、中央防災会議において防災基本計画の修正が決定され、第 13 編危険物等災害対策編の安全性の確保において、「事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。」とされました。

このことを踏まえ、管内の危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、危険物施設における風水害対策の推進をお願いします。また、それに当たっては、「危険物施設の風水害ガイドラインについて」(令和 2 年 3 月 27 日付け消防災第 55 号・消防危第 86 号)を参考にしてください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

消防庁危険物保安室

担当: 勝本、竹中

TEL: 03-5253-7524

E-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

第13編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>第13編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第13編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>